

宍粟市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月13日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第9号

宍粟市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市個人番号の利用等に関する条例（平成27年宍粟市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>個人番号</u> 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (2) <u>特定個人情報</u> 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) <u>個人番号利用事務実施者</u> 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) <u>情報提供ネットワークシステム</u> 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (個人番号の利用範囲) 第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う <u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> とする。 [2 略] 3 市長又は教育委員会は、 <u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> を処理する	(定義) 第2条 この条例で使用する用語の意義は、 <u>番号法で使用する用語の例</u> による。 [削除] [削除] [削除] [削除] (個人番号の利用範囲) 第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う <u>特定個人番号利用事務</u> とする。 [2 略] 3 市長又は教育委員会は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限

改正前			改正後																				
<p>ために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>18 市長</td> <td><u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務（番号法第19条第7号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）</u>であって規則で定めるもの</td> <td>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>			機関	事務	特定個人情報	[略]			18 市長	<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務（番号法第19条第7号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）</u> であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	<p>度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>18 市長</td> <td><u>特定個人番号利用事務（生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）</u>であって規則で定めるもの</td> <td>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>			機関	事務	特定個人情報	[略]			18 市長	<u>特定個人番号利用事務（生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）</u> であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
機関	事務	特定個人情報																					
[略]																							
18 市長	<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務（番号法第19条第7号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）</u> であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの																					
機関	事務	特定個人情報																					
[略]																							
18 市長	<u>特定個人番号利用事務（生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）</u> であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの																					
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[]の記載は注記である。																							

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。